

上越ソフトバレーボール連盟規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本連盟は、上越ソフトバレーボール連盟と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本連盟は、上越地域のソフトバレーボールチーム相互の連携及び技術普及発展を図ると共に、生涯スポーツとしての 振興に寄与することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 競技会の開催。
2. 指導者講習会の開催。
3. 審判講習会・研修会の開催。
4. その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第 4 章 組 織

第 4 条 本連盟は、上越地域のソフトバレーボールチーム及び第2条の主旨に賛同するもので組織する。

第 5 章 役 員

第 5 条 本連盟には次の役員を置く。

会長1名 副会長若干名 理事長1名 副理事長若干名 常任理事若干名 理事若干名
監事2名 事務局長1名 事務局員若干名 会計主事1名
他に名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

第 6 条 会長は理事会において推薦する。会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。

第 7 条 副会長は理事会において推薦し会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第 8 条 1. 理事長は理事会において理事より推薦し、会長が委嘱する。

2. 理事長は連盟の常務を処理執行する。

第 9 条 1. 副理事長は理事会において理事より推薦し、会長が委嘱する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

第 10 条 常任理事は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第 11 条 1. 理事は加盟チームの推薦者及び会長から指名された者とし、それを会長が委嘱する。

2. 理事は理事会を組織する。

第 12 条 1. 監事は理事会において推薦し、会長が委嘱する。

2. 監事は会計を監査する。

第 13 条 1. 各役員（名誉会長・顧問・参与は除く）の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

第 14 条 1. 理事会は、毎年1回会長が召集する。ただし必要があるときは臨時に召集し会長が議長となる。

2. 理事会は、会則の変更、予算・決算の承認、会長、副会長、理事長、副理事長、監事の選出をするほか、本連盟の業務に関する事項を審議決定する。

3. 理事会は、理事の過半数の出席によって成立し、議事は出席理事の過半数の決議をもって決定する。

第 15 条

1. 常任理事会は理事会を召集することができない緊急必要事項について会長が招集する。
2. 常任理事会は本連盟業務に関する重要事項を審議決定し、次回理事会において報告する。
3. 常任理事会は、常任理事の過半数の出席によって成立し、議事は出席常任理事の過半数の決議をもって決定する。

第 7 章 事務局及び専門委員会

第 16 条

1. 本連盟事務局は理事長宅におく。
2. 事務局は理事長の推薦されたもので組織し、会長が委嘱する。
3. 事務局には事務局長 1 名、事務局員若干名、会計主事 1 名を置くことができる。
4. 事務局は本連盟の総括的事務処理を行う。
5. 会計主事は本連盟の会計に関する業務を処理する。

第 17 条

1. 本連盟の事業を達成するため、各種の専門委員会を設けることができる。
2. 各専門委員会の委員長並びに副委員長は理事会にて理事より推薦し、会長が委嘱する。
3. 各専門委員会は、理事で構成する。

第 18 条

1. 専門委員会の規定及び分担事項は理事会の議を経て別に定める。
2. 次の専門委員会を設置する。
総務委員会 競技委員会 審判委員会

第 8 章 会 計

第 19 条

本連盟の経費は次の収入をもって当てる。

1. 加盟料
2. 事業収入
3. 公共団体補助金
4. 寄付金、その他

第 20 条

本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 21 条

本連盟の会計決算は監事の監査を経て理事会の承認を受けなければならない。

第 9 章 附 則

第 22 条

本連盟の規約は 2003 年 7 月 5 日より施行する。

本規約は 2005 年 3 月 26 日一部改正

本規約は 2007 年 3 月 24 日一部改正

本規約は 2012 年 7 月 11 日一部改正

本規約は 2017 年 3 月 25 日一部改正

弔慰金・弔電に関する規程

第 1 条 (目 的)

この規程は本連盟の会長・副会長・顧問・常任理事（以下役員と称する）と本連盟理事及び本連盟発展のため貢献寄与された方々（以下準役員と称する）と本連盟登録会員（以下会員と称する）に対して支給する弔慰金・弔電に関して基準を定め経費の適正な支出を図ることを目的とする。

第 2 条 (弔慰金・弔電の意義)

この規程による弔慰金・弔電は次に掲げることをいう。

- 1 役員本人・準役員本人・会員本人が死亡した時、弔意を表すことをいう。

第 3 条 (支給基準)

- 1 弔慰金支給基準は次の通りとする。

区 分	金 額	弔 電
役 員	10,000	○
準 役 員	5,000	○
会 員		○

- 2 その他基準がはっきりしない場合は理事長の決済により支出することができる。

第 4 条 (附 記)

- 1 この規程を改正するときは連盟理事会の議決による。
- 2 本規程は、平成24年3月24日から実施する。